

## 大口町職員の定年前再任用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大口町職員の定年前再任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員として採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (勤務時間)

第2条 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲とする。

### (勤務条件等)

第3条 定年前再任用短時間勤務職員の服務、分限、災害補償等の取扱いについては、一般職の例によるものとする。

2 定年前再任用短時間勤務職員の給与については、大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）及び大口町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和55年大口町条例第5号）の定めるところによるものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員は、給与条例第6条の規定に関わらず、昇給しないものとする。

3 定年前再任用短時間勤務職員が退職したときは、退職手当その他これに類するものは一切支給しない。

4 定年前再任用短時間勤務職員の旅費については、大口町職員等の旅費に関する条例（昭和48年大口町条例第27号）の定めるところによるものとする。

### (申込み等)

第4条 定年前再任用を希望する場合には、定年前再任用短時間勤務職員として勤務を希望する年度の前年度4月末までに定年前再任用申込書（様式第1）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する定年前再任用申込書提出者の選考を速やかに実施し、その結果を定年前再任用通知書（様式第2又は様式第3）により通知するとともに

に、定年前再任用同意書（様式第4）により定年前再任用内定者の同意を得るものとする。

（辞退）

第5条 定年前再任用内定者が、定年前再任用を辞退する場合は、町長に定年前再任用辞退届（様式第5）を提出しなければならない。

（退職）

第6条 定年前再任用短時間勤務職員の任期が満了したときは、退職となる。

2 定年前再任用短時間勤務職員は、任期の途中において、自己の都合により退職しようとする場合には、町長に退職願を提出しなければならない。

附 則（令和5年3月28日 大口町訓令第9号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

定 年 前 再 任 用 申 込 書

年 月 日

大口町長 様

所 属  
氏 名

私は、大口町定年前再任用職員としての任用を希望します。

1 希望内容について

(1) 所属及び勤務内容

	所属	職務内容
第1希望		
第2希望		
第3希望		

(2) 1週間の勤務時間

\_\_\_\_\_ 時間

2 健康状態について

① 良好    ② やや良好    ③ やや不良    ④ 不良

・現在治療中の病状 ( )

・持病等 ( )

様式第2（第4条関係）

定 年 前 再 任 用 通 知 書

年 月 日

様

大口町長

印

選考の結果、下記のとおりあなたを大口町職員として定年前再任用することに内定しましたので、通知します。

なお、定年前再任用までの間に、大口町職員として採用することが適当でないと認められる事由が生じた場合には、内定を取り消すことがありますので、あらかじめ了承願います。

記

1 任期

年 月 日から 年 月 日まで

2 職務内容

3 職務の級

4 勤務時間等

様式第3（第4条関係）

定 年 前 再 任 用 通 知 書

年 月 日

様

大口町長

印

選考の結果、あなたを大口町職員として定年前再任用しないことに決定しましたので、通知します。

様式第4（第4条関係）

定 年 前 再 任 用 同 意 書

年 月 日

大口町長 様

所 属  
氏 名

私は、大口町職員として定年前再任用されることに同意します。

様式第5（第5条関係）

定 年 前 再 任 用 辞 退 届

年 月 日

大口町長 様

所 属  
氏 名

私は、下記の理由により内定を辞退します。

記